

令和 7 年第 2 回

長万部町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 7 日 開会

令和 7 年 6 月 2 0 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 7 年 6 月 1 7 日（火曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○町長挨拶	3 頁
○諸般の報告	4 頁
○会議録署名議員の指名	4 頁
○会期の決定	4 頁
○町長行政報告	4 頁
○議案第 1 号 長万部町土地区画整理事業特別会計条例	5 頁
○議案第 2 号 長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業施行条例	5 頁
○議案第 3 号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	13 頁
○議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14 頁
○議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	16 頁
○議案第 6 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
○議案第 7 号 工事請負契約の締結について (町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第 1 工区 建築主体その 3）)	17 頁
○議案第 8 号 工事請負契約の締結について (町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第 1 工区 建築主体その 4）)	18 頁
○議案第 9 号 財産の取得について (マイクロスクールバス)	19 頁
○議案第 10 号 財産の取得について	

	(学習者用コンピュータ) -----	20頁
○議案第11号	令和7年度長万部町一般会計補正予算(第3号) -----	21頁
○議案第12号	令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) -----	24頁
○議案第13号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) -----	24頁
○議案第14号	令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) -----	25頁
○議案第15号	令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算(第1号) -----	27頁
○議案第16号	令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算(第1号) -----	28頁
○休会の決定	-----	29頁
○散会宣告	-----	29頁

令和7年第2回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 7年 6月17日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 7年 6月17日（火） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番		6番	高 森 功 治
2番	橋 本 收 司	7番	長 崎 厚
3番	辻 紀 樹	8番	高 橋 克 英
4番	大 谷 敏 弥	9番	村 川 毅
5番	北 川 佳 嗣	10番	柏 倉 恵里子

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	水道ガス課長	田 中 俊 和
副 町 長	佐 藤 英 代	水道ガス課参事	廣 田 栄
総 務 課 長	佐 藤 久	出 納 室 長	工 藤 貴 司
危機対策室長	吉 田 泰 博	消 防 長	沼 田 明 宏
まちづくり推進課長	小山内 敏 洋	病 院 事 務 長	橋 本 啓 一
新幹線推進課長	岸 上 尚 生	病 院 参 事	加 藤 典 明
税 務 課 長	小 川 洋	教 育 長	近 藤 英 隆
町 民 課 長	増 田 理 恵	学 校 教 育 課 長	神 野 隆 之
保健福祉課長	田 野 憲 哉	社 会 教 育 課 長	米 代 剛
産業振興課長	田 中 浩	選挙管理委員会事務局書記長	佐 藤 久
建 設 課 長	上 野 訓	監 査 事 務 局 長	佐々木 学
		農業委員会事務局長	田 中 浩

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐々木 学
議 会 事 務 局 主 査	本 前 武 広
議 事 係	川 村 界 斗

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長行政報告
日程第 4	議案第 1 号	長万部町土地区画整理事業特別会計条例
日程第 5	議案第 2 号	長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業施行条例
日程第 6	議案第 3 号	長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 6 号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第 7 号	工事請負契約の締結について (町営住宅(仮称)新南部団地建設工事(第1工区 建築主体その3))
日程第11	議案第 8 号	工事請負契約の締結について (町営住宅(仮称)新南部団地建設工事(第1工区 建築主体その4))
日程第12	議案第 9 号	財産の取得について (マイクロスクールバス)
日程第13	議案第10号	財産の取得について (学習者用コンピュータ)
日程第14	議案第11号	令和7年度長万部町一般会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第12号	令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第13号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第14号	令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第15号	令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第16号	令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は９名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回長万部町議会定例会を開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（柏倉恵里子） 日程に入る前に、今定例会の開会にあたり、町長より挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 皆様おはようございます。本定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和７年第２回町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆様にご参集賜り厚くお礼を申し上げます。

はじめに、国庫補助金の未申請について、お詫びをするとともに、その内容等を説明いたします。

令和６年度から、障がい支援事業所において保育所等に巡回相談する体制を整備しており、その費用の２分の１を国が、４分の１を北海道が補助できることとなっていますが、国庫補助金の申請事務において未申請となったため、総事業費の２分の１の国庫補助金１７０万６、０００円の交付を受けることができませんでした。このような事務処理により、町に余計な財政負担を強いる結果となり、議会をはじめ、町民のみなさまに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、私と副町長の給料を減額いたしたく、関係条例を本定例会に提案いたしております。大変申し訳ございませんでした。今後は、組織全体で情報共有と事務処理の適正化を徹底し、再発防止に向けて、より一層の注意と確認をもって職務にあたってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ＪＲ二股駅の存廃について、ＪＲ北海道から令和８年３月を目途に、ＪＲ二股駅の見直しに向けた具体的な内容協議の申し入れがありました。５月１７日に双葉振興会館で「ＪＲ二股駅の存廃に関する説明会」を開催し、近年の利用状況の推移や、駅の存続には町が経費を負担して維持管理する必要があることなどを説明させていただき、駅設備の老朽化による建て直しなど将来的な負担も見込まれることから、町が維持管理をして駅を存続させることは極めて困難であることを共有したところであります。これらを踏まえ、ＪＲ北海道と駅廃止の方向での手続きを進めるとともに、地域から要望のありました代替手段などを検討してまいります。

次に、北海道新幹線について、３月末に国及び鉄道・運輸機構から、札幌延伸の開業時期が２０３８年度末以降になるとの説明がありました。この大幅な開業の遅れを受け、５月２６日に国への緊急要望を実施し、新たな地方負担が生じないよう財源の確保など適切な対策を講じることを強く求めました。また、地域経済や各方面への影響を最小限に抑えるため、貨物新幹線の早期実現や新幹線貨物ターミナルの整備を進めることを提案しており、今後、これらを実現すべく、国や関係機関

に対して具体的な要望活動を積極的に展開してまいります。

最後に、本定例会に提案した議案は、条例の制定や一部改正など16件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で、町長の挨拶を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。監査委員から4月分出納検査結果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、閉会中に議長において議員の派遣を決定しましたので報告いたします。決定した議員の派遣は、全国町議会議長会主催の、議長・副議長研修会であります。また、議員派遣結果報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番橋本議員、7番長崎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月20日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月20日までの4日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町長行政報告につきましては、別紙印刷して配付しておりますので、朗読及び説明を省略いたします。

以上で、町長行政報告を終わります。

◎議案第 1 号 長万部町土地区画整理事業特別会計条例及び

◎議案第 2 号 長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業施行条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 4、の 2 件は、会議規則第 37 条の規定により一括して議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町土地区画整理事業特別会計条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

北海道新幹線長万部駅東口地区の土地区画整理事業の円滑な運営と、その経理の適正を図ることを目的とした特別会計を設置するため、地方自治法の規定に基づき本条例を制定するものでございます。条文を読み上げご説明いたします。

第 1 条は設置で、地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適性を図るため、特別会計を設置するものであります。

第 2 条は、歳入及び歳出で、この会計においては国庫支出金、道支出金、一般会計繰入金、借入金及び付属諸収入をもってその歳入とし、土地区画整理事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他諸支出金をもって歳出とするものであります。

附則は施行期日で、この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町土地区画整理事業特別会計条例の内容であります。

引き続きまして、議案第 2 号長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業施行条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

北海道新幹線長万部駅東口地区の土地区画整理事業について、令和 7 年 3 月 19 日に都市計画決定を行ったことから、長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業を施行するにあたり、土地区画整理法第 53 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、本定例会において本条例を提案するものであります。条文を読み上げましてご説明いたします。

それでは、第 1 章は「総則」であります。第 1 条は趣旨で、この条例は、土地区画整理法昭和 29 年法律第 119 号（以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により長万部町が施行する長万部駅東口周辺地区の土地区画整理事業に関し、法第 53 条第 2 項各号に掲げる事項、その他必要な事項を定めるものとするものであります。

第 2 条は事業の名称で、事業の名称は、長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業（以下、「事業」という。）とするものであります。

第 3 条は、施行地区に含まれる地域で、事業の施行地区に含まれる地域は、長万部町字長万部の一部とするものであります。

第 4 条は事業の範囲で、事業の範囲は、法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業とするもので、これは、法第 2 条第 1 項が土地区画整理事業を次のとおり定義するもので、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るため、土地の区画、形質の変更、公共施設の新設または変更する事業と定め、及び法同条第 2 項は、これに附帯する事業と定めるものであることから、事業の範囲について、「土地区画整理事業」及び「附帯事業」の範囲と定めるものであります。

第5条は、事務所の所在地で、事業の所在地は、山越郡長万部町字長万部453番地1、長万部町役場内に置くものであります。

第2章は、「費用の負担」であります。第6条は費用の負担で、事業の施行に要する費用は、次の各号に掲げるものを除き、長万部町が負担する。

第1号は、法第120条の規定により公共施設管理者負担金、その他の負担金。第2号は、法第121条の規定による国庫補助金。第3号は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号第47条）の規定による国庫補助金とするもので、これは国や道からの補助金、負担金以外は長万部町が負担することを規定するものであります。

続きまして、第3章は「土地区画整理審議会」であります。第7条は審議会の設置で、法第56条第1項の規定に基づき、長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理審議会（以下、「審議会」という。）を置くもので、法で町が事業を施行する場合は設置することとされているものでございます。

第8条は委員の定数で、審議会の委員（以下、「委員」という。）の定数は、10人とするものであります。

第2項は、前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下、「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）から各別に選挙される委員の数の合計は、8人とするものでございます。

第3項は、第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により、町長が事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下、「学識経験委員」という。）の数は、2人とするものであり、委員の定数については、土地区画整理法施行令第18条の基準に従うものでございます。

第9条は委員の任期で、委員の任期は5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものであり、これは、法第58条第6項で定める委員の任期の期間内とするものであります。

第10条は立候補制で、法第58条第1項の規定により、選挙すべき委員は候補者のうちから選挙するものでございます。

第11条は予備委員で、予備委員であります。委員に欠員が生じるとに補欠選挙を行うことは、時間や費用等での負担が大きく、審議会の運営に支障をきたすため、あらかじめ予備委員を定めることを認める規定であります。条文では、審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

第2項は、予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員の数または借地権者から選挙すべき委員の数のそれぞれ2分の1以内とする。

第3項は、予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、町長がくじで順位を定める。

第4項は、法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。

第5項は、町長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員になった者の氏名及び住所、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地を土地区画整理法施行令（昭和3

0年政令第47号、以下「令」という。)第35条第5項の規定による公告と併せて、委員となった者にその旨を通知しなければならない。

第6項は、補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。とするものであります。

次に第12条は、当選人または予備委員となるために必要な得票数で、当選人または予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において宅地所有者及び借地権者からそれぞれ選挙すべき委員の数で、その選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の4分の1の数、その数が1に満たないときは1とするものであります。

第13条は、委員の補欠選挙で、宅地所有者から選挙された委員または借地権者から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の3分の1を越えた場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとするものであります。

第14条は、学識経験委員の補充で、学識経験委員に欠員が生じたときは、町長は速やかに補欠の委員を選任するものであります。

第15条は、学識経験委員の解任で、学識経験委員が法第63条第4項第2号の規定に該当することとなったときは、町長は当該委員を解任するものとするものであり、これは、学識経験委員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者について解任を規定するものであります。

第16条は、審議会の運営で、町長は、法第56条第3項に定めるもののほか、必要と認める事項について、審議会に意見を求めることができるとするもので、これにつきましては、法で定める審議会の権限、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付に関する事項意外の意見を求めることができることを規定するものでございます。第2項は、法及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるとするものでございます。

第4章は、「従前の宅地の地積の決定」であります。第17条は、基準地積で、換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地・各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、次条に定める場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）、現在におけるその登記されている地積（以下「登記地積」という。）とするものであります。

第18条は、実測・確認・申請で、宅地所有者は、その登記・地積が事実と相違すると認めるときは、施工日から60日以内に、町長に実測・地積の確認を申請することができる。

第2項は、前項の規定により実測・地積の確認を申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、町長に提出する。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について一括して申請しなければならない。第1号、隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図。第2号、隣接する宅地と境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地の所有者の署名及び押印を得た境界表示図。第3号、宅地の実測図、原則として縮尺250分の1で、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの。

第3項は、町長は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を確認する。この場合において、必要があるときはその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

第4項は、町長は前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とするものであります。

第19条は、施行者・実測で、町長は、登記地積が事実と著しく相違すると認めるとき等におい

て、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して基準地積とすることができる。

第2項で、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地積を町長が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

第1号、施行日において、表示登記がされていない国または地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積または公図から求積した地積。

第2号、施行日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積。

第3号、施行日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積。

第4号、国土調査法、昭和26年法律第180号、第2条第1項第3号に定める地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、その成果に基づいて登記された地積。

第5号、登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その実測地積とするものであります。

第20条は、施行日後の分割で、施行日後に分割した宅地の分割後の宅地・各筆の基準地積は、分割前の宅地基準地積を分割後の宅地・各筆の登記地積にあん分して得た地積とする。ただし、分割後の宅地・各筆のうち、1筆を除いて実測に基づいて地積が登記された場合は、その実測地積を基準地積とし、分割前の宅地の基準地積から当該実測地積の和を減じて得た地積を実測していない宅地の基準地積とするものであります。

第21条は、基準・権利地積で、換地計画において、換地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地またはその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地またはその部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、その基準地積または法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するようにあん分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とするものであります。

第5章は、「土地の権利の評価」であります。第22条は評価員の定数で、法第65条第1項の規定により町長が選任する評価員の数は3人とするものであります。

第23条は土地の評価で、従前の宅地及び換地の評定価額は、町長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めるものであります。

第24条は権利の評価で、所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権または所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の評定・価額にそれぞれ権利・価額・割合を乗じて得た額とする。第2項は、前項の権利・価額・割合は、町長が、前条の従前の宅地及び換地の評定価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めるとするものであります。

続いて第6章は、「精算」であります。第25条は清算金の算定で、換地を定めた場合において徴収し、または交付すべき清算金額は、従前の宅地の評定価額の総額に対する換地の評定価額の総額の比を従前の宅地の価額、従前の宅地について、所有権以外の権利が存する場合は、所有権または所有権以外の権利の価額に乘じて得た額（以下、「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額、

換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権または所有権以外の権利の価額、との差額とする。第2項は、換地を定めないで金銭で清算をする場合は、所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とするものであります。

第26条は、清算金の納期限及び納付場所の通知で、町長は、徴収すべき清算金の納期限及び納付場所を、納期限の10日前までに、納付すべき者に通知するものであります。

第27条は、清算金の相殺で、清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金と、その者に交付すべき清算金とを相殺するものとするものであります。

第28条は、清算金の分割徴収または分割交付で、町長は、清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下、この条において同じ。）で、その額が1万円以上のものは分割徴収し、または分割交付することができる。

第2項は、町長は、前項の規定により清算金を分割徴収し、または分割交付する場合において、分割納付を申し出た者または分割交付を受けるべき者に対して、毎回納付額または交付額及び納付または交付の期限並びに納付または交付を完了すべき期限を定めて通知するものとする。

第3項は、第1項の分割徴収は分割交付を完了する期限及び分割の回数は、当該徴収し、または交付すべき清算金の額に応じ、それぞれ別表第1または別表第2に定めるところによる。なお、分割徴収し、または分割交付する期間は、第1回の徴収または交付すべき期限の翌日から起算するものとする。

第4項は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、または分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限または交付期限は、前回の納付期限または交付期限の翌日から起算して6月を経過した日とする。

第5項は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、または分割交付する場合において、当該清算金には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利率により利子を付するものとする。第1号、分割徴収の場合、換地処分があった旨の公告があった日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法、昭和26法律第100号、第2条の財政融資資金をいう。）の貸付（当該貸付に係る貸付金の償還期間が5年以内のものであって、据え置き期間が設けられておらず、かつ、その償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。）に係る利率と同一の利率（当該利率が同日における法定利率を越えるときは、当該法定利率。）第2号、分割交付の場合、換地処分の公告の日の翌日における法定利率とするものであります。

第29条の分割計算は、清算金を分割徴収し、または分割交付する場合における第2回以降毎回徴収し、または交付すべき元金額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額とし、第1回に徴収または交付すべき元金額は、清算金の総額から第2回以降に徴収し、または交付すべき元金額の合計額を控除した額とするものであります。

第30条は、清算金の繰上納付で、清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部または一部を繰り上げて納付することができるものとするものであります。

第31条は、清算金の繰上徴収で、町長は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納期限までに納付しないとき、その他特別の事情があるときは、未納の清算金の全部または一部につき、納期限を繰り上げて徴収することができるものとするものであります。

第32条は、清算金の繰上交付で、町長は、特別の事情があると認めるときは、清算金を分割交

付している場合において、交付期限が到来する前に未交付の清算金の全部または一部を交付することができる。とするものであります。

第33条は、分割納付を希望する旨の申し出で、清算金を納付すべき者は、その分割納付を希望する場合は、法第103条第1項の規定による通知、これは「換地処分の通知」のことであります。この通知があった日から2週間以内に、町長にその旨を申し出なければならない。ただし、当該期間内に申し出ることができないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、2週間を経過した後においても申し出ることができるとする。続きまして第2項は、町長は、清算金の分割納付について必要な条件を付することができるとするものであります。

第34条は、氏名または住所を変更した場合の届け出で、清算金を分割納付する者または清算金の分割交付を受ける者は、氏名または住所、法人にあっては、その名称または主たる事務所の所在地、に変更があった場合においては、直ちにその旨を町長に届け出なければならないとするものであります。

第35条は督促で、町長は、第26条または第28条の規定により徴収すべき清算金を滞納する者がある場合においては、法第110条第3項の規定により遅滞なくその者に対して、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとするものであります。

第36条は延滞金で、町長は、徴収すべき清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、法第110条第4項の規定により延滞金を徴収するものとする。

第2項は、前項の規定による延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下「督促額」という。）が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部について納付があったときは、納付の日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、督促額から納付のあった額を控除した額とする。

第3項は、前項の延滞金の額が100円未満である場合においては、これを徴収しない。

第4項は、町長は、延滞金を納付すべき者が災害その他の理由により延滞金を納付することが困難であると認めるときは、延滞金を減免することができるとするものであります。

第37条は、仮精算の準用で、町長が換地処分の公告前において、法第102条の規定により仮精算を行う場合は、第25条から前条までの規定を準用するものとするものであります。

第7章は「雑則」であります。第38条は、所有権以外の権利の申告または届出の受理の停止で、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告または同条第3項の規定による届出は受理しない。

第2項は、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から、令第22条第1項の規定による公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権についての同条第1項の規定による申告または同条第3項の規定による届出は受理しないとするものであります。これは議決権、選挙権を行う者を確定するために必要があるため、所有権以外の権利の申告、届出について、一定期間の間、受理を停止するものでございます。

第39条は、代理人の指定で、施行区域内の宅地について権利を有する者で、長万部町に居住していない者は、事業施行に関する通知または書類の送達を受けるために、長万部町に居住する者のうちから代理人を指定することができる。第2項は、前項の規定により代理人を指定したときは、

代理人を指定した者（以下「本人」という。）は直ちに町長に届け出なければならない。

第3項は、前項の規定による届出があったときは、町長は、本人に対する通知または書類の送達を当該代理人に対して行うものとする。

第4項は、前項の規定により代理人に対して通知または書類の送達をしたときは、本人に対して行ったものとみなす。

第5項は、代理人の指定を変更し、または取消したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

第6項は、代理人の指定を変更し、または取り消した場合においても、前項の届出がない限り、その変更または取消しをもって町長に対抗することができないとするものであります。

第40条は、権利の移動等の届出で、この条例施行後において、宅地または建築物等に関する権利について異動が生じたときは、当事者双方連署して遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその移動を証する書面を添付して連署にかえることができるとするものであります。

第41条は、損害の免責で、第34条及び前条の規定による届出をしないために生じた損害については、長万部町はその責めを負わないとするものであります。

第42条は、換地処分の特例で、町長は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても、法第103条第2項の規定により換地処分をすることができるとするものであります。

第43条は、登記完了の公告で、不動産登記規則、平成17年法務省令第18号、第181条第1項の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告するものとしてあります。

第44条、委任は、この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は規則で定めるものであります。

附則は、この条例は長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行するものであります。なお、事業計画の決定は、この事業計画において定める設計の概要について、北海道知事の認可を受けなければならないと、早くても7月以降を見込んでおられるところがございます。

続きまして、下の別表第1につきましては第28条関係で、清算金を分割納付する場合の徴収すべき清算金の総額に応じた、分割徴収をする時期と分割回数の区分を定める表であり、徴収すべき清算金の総額が1万円以上4万円未満の場合、分割徴収する時期は6月以内、分割回数を2回、同じく4万円以上7万円未満は1年以内で3回、7万円以上10万円未満は1年6月以内で4回、10万円以上13万円未満は2年以内で5回、13万円以上16万円未満は2年6月以内で6回、16万円以上20万円未満は3年以内で7回、20万円以上24万円未満は3年6月以内で8回、24万円以上28万円未満は4年以内で9回、28万円以上32万円未満は4年6月以内で10回、32万円以上については5年以内で11回と定めるものであります。

別表第2は、第28条関係で、清算金を分割交付する場合の、交付すべき清算金の総額に応じた、分割交付をする期限と分割回数の区分を定める表であり、交付すべき清算金の総額が、1万円以上7万円未満は、分割交付する期限は1年以内で分割回数2回、同じく、7万円以上13万円未満は2年以内で3回、13万円以上20万円未満は3年以内で4回、20万円以上28万円未満は4年以内で5回、28万円以上は5年以内で6回と定めるものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部都市計画事業長万部駅東口土地区画整理事業施行条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 第8条なんですが、審議会の委員の定数は10人ということで、そのうち8人が土地所有者、それに借地権者、ということになっていますが、これでいくと計画は長万部から、合田さんから役場通までという計画ですので、その中のエリアで選挙ということなんですか、合わせて選挙はどのような形でされるのか、そういう対象でよろしいでしょうか。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいまのご質問については、審議会委員の選挙のやり方についてということよろしいでしょうか。これにつきましては、通常の選挙と同じく選挙公告をいたしまして立候補を受け付け、選挙を行うという形で行うことになります。なお、選挙の公告につきましては、道の認可があったあと、この条例が設定したことの2つの条件が叶ってから事業を施行することができますので、道の認可後に選挙の事務手続きを進めることとなります。説明は以上でございます。

○議長（柏倉恵里子） 辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） 選挙はいいんですけど、そのエリアがどこかという質問なんです。その中から8名を選ぶのかという質問なんですよ。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） この土地区画整理事業の施行区域の中にある土地所有者及び借地権を有するものが立候補の対象となっております。なので、約3ヘクタール、土地区画整理事業を施行する地区内の土地所有者と借地権者が権利者の範囲ということになります。

○議長（柏倉恵里子） 辻議員。

○議員（3番 辻紀樹） だから、これ東口ですよ。だから東口ということになると、エリアとすれば、合田さんから役場通までが今回の計画だと思うんですが、その対象者ですか？ということ聞いてるんです。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） 議員のおっしゃるとおり、恐らく議員おっしゃるのは、3月19日に都市計画決定した土地区画整理事業の範囲のことおっしゃってると思うんですが、長万部駅から役場通までの3ヘクタール、こちらが施行区域となります。そちらの土地所有者及び借地権者が対象となるところでございます。

○議長（柏倉恵里子） ほかにございませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 今の関連なんですけど、何人くらい対象になっておりますか。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） まだ現時点では正確な数というのは把握してないのですが、道の認可があった時点での権利者数というので、いわゆる有権者が確定するというふうに考えております。また、この条文の中でもあります、選挙後の公告の前までに所有権の移転があった場合は、それも対象になってきますので、恐らく公告の日を定めて、そこで権利者を確定するという作業が

行われることになると思います。

○議長（柏倉恵里子） ほかに質疑ありませんか。

北川議員。

○議員（５番 北川佳嗣） 今の質問の部分なんですけれど、要するに宅地権者及び借地権者、有する人たちが町外、長万部町に住民票おいていない方も対象になるということによろしいですか。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） 議員のおっしゃりとおり、町外の方も対象となります。

○議長（柏倉恵里子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに議案第１号及び議案第２号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第１号及び議案第２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第１号及び議案第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第３号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第６、議案第３号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第３号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、昨年８月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」での「仕事と生活の両立支援の充実」に係るもので、両立支援制度を利用しやすい勤務環境とするため、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約して説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第１６条は介護休暇で、このたびの改正で、対象とする条番号が変わるため、「第１８条の２第１項」を「第１８条の３第１項」に改めます。

１８条の次に、１８条の２として、「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」を追加します。

第１項は、「妊娠・出産の申し出があった職員に対して講じる措置」で、第１号では、「仕事と育児の両立に資する制度などを知らせること」、第２号では、「支援制度等の請求・申告又は意向を確認すること」、第３号では、「子や家庭の状況を起因として予想される、両立の支障となる事情の改

善に資する意向の確認」を規定しております。

2 頁をご覧ください。第 2 項は、「3 歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置」を、第 1 項と同じ内容で規定しており、第 3 項は、「意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。」としております。

改正前の第 18 条の 2 は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等で、第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、3 頁をご覧ください。第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とします。

附則として、第 1 条、施行期日では、「この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。」もので、第 2 条、経過措置では、「この条例の施行日前においても、改正後の条例第 18 条の 2 第 2 項の規定の例により措置を講ずることができるものとし、その講じられた措置は、同項の規定により講じられたものとみなす。」としております。

以上がただいま上程されました、議案第 3 号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 7、議案第 4 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 4 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、昨年 8 月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」での「仕事と生活の両立支援の拡充」に係るもので、多様化する育児時間への対応や、両立支援制度を利用しやすい勤務環境とするため、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 1 条は、目的で、育児休業法の改正に伴う対象条項の整理であります。

第 13 条は、部分休業をすることができない職員で、第 2 号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」を「除

く。次条において同じ」に改めます。

第14条から第14条の5は、育児時間の多様化による、部分休業制度の拡充に伴う条文の整理、及び追加であります。

第14条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第1項の規定を、育児休業法の規定による「第1号部分休業」の内容に改めるもので、1日につき2時間を超えない範囲内で請求する、現行の「部分休業」を「第1号部分休業」とするものであります。

第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、2頁をご覧ください。第3項の「部分休業」につきましても「第1号部分休業」に改め、第14条の次に、新たに4条を加えるもので、第14条の2は、「第2号部分休業の承認」に関する規定であります。

「第2号部分休業」とは、育児休業法の規定による、1年につき条例で定める時間として、第14条の4で規定する時間の範囲内で請求する「部分休業」であります。なお、承認は1時間を単位として行うものでありますが、ただし書きの第1号及び第2号におきまして、1時間未満の場合の取扱いを規定しております。

3頁をご覧ください。第14条の3は、「育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間」で、この期間を「毎年4月1日から翌年3月31日までとする。」ものであります。

第14条の4は、「育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間」で、第14条の2の説明で若干触れましたが、「第2号部分休業」に関する規定で、「第1号の非常勤職員以外の職員は77時間30分」、「第2号の非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」とするものであります。

第14条の5は、「育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情」で、「配偶者が負傷又は疾病により入院したこと」、「配偶者と別居したこと」などを、申出内容を変更できる特別の事情とするものであります。

第15条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いで、第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めます。

4頁をご覧ください。第16条は、部分休業の承認の取消事由で、第1項を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改めます。

附則として、第1条、施行期日では、「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」もので、第2条、経過措置では、「育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において」ということで「第2号部分休業」につきまして、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に請求をする場合は、改正後の条例第14条の4の規定の適用については、第1号中「77時間30分」を「38時間45分」に、第2号中「10」とあるのは「5」とする。ものであります。

以上がただいま上程されました、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

11時15分まで休憩いたします。

11時00分 休憩

11時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

**◎議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例**

○議長（柏倉恵里子） 日程第8、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額が引き上げられることから、別表を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表1の報酬額について、投票所の投票管理者「1万2,800円」を「1万4,500円」に、期日前投票所の投票管理者「1万1,300円」を「1万2,800円」に、選挙長・開票管理者「1万800円」を「1万2,200円」に、投票所の投票立会人「1万900円」を「1万2,400円」に、期日前投票所の投票立会人「9,600円」を「1万900円」に、開票・選挙立会人「8,900円」を「1万100円」に改めるもので、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 6 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 9、議案第 6 号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 6 号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたび、補助金の申請事務が未申請となったことで、令和 6 年度の国庫補助金の交付を受けることができなかったため、関係職員について訓告処分といたしました。このような事務処理により、町に余計な財政負担を強いる結果となったことに対し、本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、町長、副町長の給料の一部を減額するため、附則を追加するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、下線部分のように、「附則に次の 1 項を加える。」もので、「第 4 2 項、町長等の給料月額、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、町長及び副町長の給料月額については、同項の規定による額に、100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。」ものであります。

ここでいう第 2 条第 1 項の規定とは、別表に掲げる町長と副町長の給料月額で、町長が 81 万円、副町長が 65 万円であります。したがって、7 月分の町長の給料月額は 72 万 9,000 円、副町長の給料月額は 58 万 5,000 円となります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 6 号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 7 号 工事請負契約の締結について

（町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第 1 工区 建築主体その 3））

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第7号工事請負契約の締結について（町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第1工区 建築主体その3））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第7号工事請負契約の締結について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの工事請負契約の締結の提案理由は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、5,000万円以上の工事請負契約を締結する場合は、議会の議決を得なければならないとされており、提案するものであります。議案の内容につきましては、議案の中の表で示しております。

契約の目的は、町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第1工区 建築主体その3）であります。

工事の概要につきましては、木造平屋建て3棟6戸であり、棟の内訳としましてはE棟で2LDK2戸、延べ床面積174.61平方メートル、F棟で2LDK1戸、3LDK1戸、延べ床面積187.03平方メートル、G棟としまして3LDK2戸、延べ床面積198.91平方メートルであります。工事場所は、長万部町字長万部411番地4ほかであります。

本工事につきましては、去る5月30日指名業者8社で入札を執行したところ、議案のとおり落札いたしました。契約金額は1億6,384万9,300円、契約の相手方は山越郡長万部町字長万部182番地、株式会社山本組、代表取締役阿部博之であります。

また、この工期は、令和8年3月10日までとなっております。なお、落札率につきましては、83.49パーセントであります。

以上が、議案第7号工事請負契約の締結についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 工事請負契約の締結について

（町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第1工区 建築主体その4））

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第8号工事請負契約の締結について（町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第1工区 建築主体その4））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第8号工事請負契約の締結について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの工事請負契約の締結の提案理由は、議案第7号と同様の理由により提案するものであります。議案の内容につきましては、議案の中の表で示しております。契約の目的は、町営住宅（仮称）新南部団地建設工事（第1工区 建築主体その4）であります。

工事の概要につきましては、木造平屋建て3棟9戸であり、工事の内容としましては、K棟・L棟・M棟各棟とも1LDK3戸となっており、延べ床面積198.63平方メートルであります。工事の場所は、長万部町字長万部411番地4ほかであります。

本工事につきましては、去る5月30日指名業者8社で入札を執行したところ、議案のとおり落札いたしました。契約金額は1億8,186万円、契約の相手方は山越郡長万部町字長万部421番地4、有限会社上川建設、代表取締役上川英兒であります。

この工期は、令和8年3月10日までとなっております。なお、落札率につきましては、79.99パーセントであります。

以上が、議案第8号工事請負契約の締結についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 財産の取得について（マイクロスクールバス）

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第9号財産の取得について（マイクロスクールバス）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第9号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表で示しておりますとおり、取得財産はマイクロスクールバスであります。

去る5月30日、指名業者4社で入札を執行したところ、1,077万7,105円で落札され、

取得の相手方は、山越郡長万部町字平里 1 3 番地 2、有限会社井下兄弟自動車、代表取締役井下栄であります。納入期限は令和 8 年 3 月 2 3 日までであり、落札率は 9 2. 8 0 パーセントであります。

本車両は、スクールバスとして町内の児童生徒の登下校や行事の送迎に使用するもので、現行車両の老朽化に伴い更新するものであります。

車両の概要は、マイクロスクールバス、2 輪駆動 6 速オートマチック車、寒冷地仕様、ディーゼルエンジン排気量 2, 9 9 8 c c、乗車定員 2 9 名、全長 6. 9 9 メートル、全幅 2. 0 1 メートル、車両総重量 5. 5 トンであります。

以上がただいま上程されました、議案第 9 号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 0 号 財産の取得について（学習者用コンピュータ）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 3、議案第 1 0 号財産の取得について（学習者用コンピュータ）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野隆之） ただいま上程されました、議案第 1 0 号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、7 0 0 万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならないことから、提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表で示しておりますとおり、取得財産は学習者用コンピュータであります。

去る 3 月 1 8 日、北海道教育委員会による共同調達により入札を実施したところ、取得金額と取得の相手方が決定され、取得金額は 1, 6 5 8 万 4, 4 8 0 円、取得の相手方は、札幌市中央区大通西 1 4 丁目 7 番地、東日本電信電話株式会社、執行役員北海道事業部長島津泰であります。納入期限は、令和 8 年 3 月 3 1 日までであります。

内容につきましては、令和 2 年度導入の国の G I G A スクール構想に基づく学習者用コンピュータが、耐用年数の経過により更新が必要になったことから、北海道が実施した共同調達事業に参加

し、北海道公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し更新を行うものであります。取得財産の概要は、コンバーチブル型クロームブック、台数は２８８台であります。

以上がただいま上程されました、議案第１０号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号 令和７年度長万部町一般会計補正予算（第３号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第１４、議案第１１号令和７年度長万部町一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第１１号令和７年度長万部町一般会計補正予算（第３号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ６，５９４万２，０００円を追加し、補正後の予算総額を６億７億５億３万８，０００円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は、２３万円の追加であります。企画費、負担金・補助及び交付金２２万５，０００円の追加は生活交通通学定期運賃補助で、檜山北高校への通学定期補助。参議院議員選挙費は、報酬が６万３，０００円の減額で、内訳は、報酬額の改定に伴う管理者・立会人報酬７万７，０００円の追加。執行体制の見直しによる一般事務員報酬１４万円の減額。職員手当等６万８，０００円の追加は、時間外勤務手当で、歳入では、１４国庫支出金、総務費国庫委託金、参議院議員選挙で、歳出同額の５，０００円を追加いたしました。

民生費２，４７５万１，０００円の追加は、定額減税補足給付金給付事業費で、令和６年度実施の所得税及び個人住民税定額減税対象者に対し、減税不足分を給付するための、給付金事業に係る関連予算の計上であります。需用費５万１，０００円の追加は、消耗品費１万円、印刷費４万１，０００円。役務費２９万円の追加は、通信費２０万３，０００円、口座振込手数料８万７，０００円。委託料３４１万円の追加は、定額減税補足給付金システム導入委託。負担金・補助及び交付金２，１００万円の追加は、定額減税補足給付金で、歳入では、１４国庫支出金、民生費国庫補助金、定額減税補足給付金給付事業で、歳出同額の２，４７５万１，０００円を計上いたしました。

農林水産業費５００万円の追加は、畜産振興費の備品購入費で、生産者の持続的な畜産経営の繁

殖基盤確立を目的とした、^{ちようゆうかしつけぎゆうはんしよくもとうし}町有貸付牛繁殖素牛の購入費であります。

土木費は、641万1,000円の追加であります。道路橋梁総務費、委託料88万円の追加は、町道静狩海岸線の測量調査設計委託。道路橋梁維持費、工事請負費722万円の追加は、湯ノ沢橋修繕工事の積算における施工方法変更などによる増額分。備品購入費617万7,000円の減額は、除雪ダンプトラックの入札執行残で、歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、除雪機械導入で3,478万円の減額。20町債、土木債、除雪機械導入債で2,590万円を追加いたしました。

都市計画総務費は、委託料が361万2,000円の減額で、内訳は、土地区画整理事業の本格稼働に伴い、中心市街地の商業機能確保を検討するための、新幹線駅周辺施設整備計画業務委託300万円の追加、特別会計設置に伴い予算を移行する、土地区画整理事業業務委託661万2,000円の減額。繰出金560万円の追加は、新たに設置した土地区画整理事業特別会計への繰出金で、歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、都市構造再編集中心支援事業で4,707万1,000円の減額。18繰入金、北海道新幹線建設関連補償事業基金繰入金で300万円。20町債、土木債、道路整備債で4,700万円を追加いたしました。

住宅管理費、需用費250万円の追加は住宅修理費で、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上であります。

消防費68万9,000円の追加は常備消防費で、旅費34万3,000円の追加は、気管挿管病院実習に伴う研修旅費。負担金・補助及び交付金34万6,000円の追加は、救急救命士研修負担金20万円、北海道消防学校受講料14万6,000円であります。

教育費は、2,886万1,000円の追加であります。事務局費、委託料2,520万円の追加は、学校給食の提供方法変更に伴う学校給食業務委託。保健体育総務費、負担金・補助及び交付金58万1,000円の追加は、長万部ソウルズの全道少年軟式野球大会出場に伴う、各種スポーツ大会参加補助。海洋センター施設費、工事請負費308万円の追加は、経年劣化に伴う電気配線改修工事であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

18繰入金、財政調整基金繰入金4,711万7,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るもので、この基金取崩し後の当基金残高見込額は、4億8,417万円となります。

19諸収入、雑入、お試し住宅利用料2万円は、お試し移住事業の開始による計上。20町債、民生債、高齢者等交通移動手段確保対策事業債460万円の減額、乳幼児等医療費助成事業債700万円の追加。衛生債、地域医療対策債200万円の減額。教育債、高等学校教育環境整備債40万円の減額は、過疎対策事業債ソフト分の事業調整に伴うものであります。

次に、補正予算書の4頁をご覧ください。第2表の地方債補正は、追加と変更であります。

上段の追加は、起債の目的・乳幼児等医療費助成、限度額700万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

下段の変更は、起債の目的・高齢者等交通移動手段確保対策から高等学校教育環境整備までの5項目で、変更前の総額1億4,960万円を、変更後の総額2億1,550万円に、6,590万円追加し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和7年度長万部町一般会計補正予算（第3号）の内容であります。

ます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに総務費、7頁です。ありませんか。

長崎議員。

○議員（7番 長崎厚） 今の企画費の中の定期代、これ人数と、それから補助の1人分の金額と、定期代として総額でいくらになるのか、1人分で。

○議長（柏倉恵里子） 小山内まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小山内敏洋） ただいまのご質問なのですが、対象の生徒は1名で、定期額については、約2分の1を補助しておりますので、総額で約、年額で45万程度と見込んでおります。以上です。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに国庫支出金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に4頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号 令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 15、議案第 12 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

増田町民課長。

○町民課長（増田理恵） ただいま上程されました、議案第 12 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 170 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 2,019 万 3,000 円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費、徴収費、委託料 170 万 3,000 円の追加は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布により、子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、子ども・子育て支援金を含めることとされたことによる、後期高齢者医療システムの改修費であります。

次に、歳入についてご説明いたします。国庫支出金、調整交付金 170 万 3,000 円の追加は、歳出の徴収費、委託料に係る国庫補助金の計上であります。

以上が、議案第 12 号令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号 令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 16、議案第 13 号令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

増田町民課長。

○町民課長（増田理恵） ただいま上程されました、議案第 13 号令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ437万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,293万6,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は、437万6,000円の追加であります。一般管理費の需用費5万円の追加は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知チラシの印刷費。委託料432万6,000円の追加は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布により、子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、子ども・子育て支援金を含めることとされたことによる、国民健康保険システムの改修費であります。

次に、歳入についてご説明いたします。国庫支出金、調整交付金432万円6,000円の追加は、歳出の一般管理費、委託料に係るもの。番号制度システム整備費補助金5万円は、一般管理費、需用費に係る国庫補助金の計上であります。

以上が、議案第13号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第14号令和7年度長万部町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま上程されました、議案第14号令和7年度土地区画整理事業特別会計（第1号）補正につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の補正は、土地区画整理事業特別会計が7月1日から施行することに伴い、事業執行のために必要な経費を新たに計上、また一部一般会計から特別会計に移行するものであり、今回の補正は、歳入・歳出の総額を、それぞれ4,165万円と定めるものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費、一般管理費、報酬22万3,000円は、土地区画整理審議会委員15万9,000円、選挙管理者2万4,000円、選挙立会人4万円。旅費16万9,000円は、土地区画整理審議会

委員の費用弁償6万3,000円、普通旅費10万6,000円。需用費1万4,000円は、図書購入等に係る費用を計上しております。委託料568万6,000円は、一般会計から移行する土地区画整理事業施工者支援業務に係る費用で、歳入では、3繰入金、一般会計繰入金560万円を計上しております。

2事業費、土地区画整理事業費、委託料2,110万円は、換地設計業務委託1,050万円と、補償調査業務委託1,060万円で、この業務に対応する歳入として、1国庫支出金、土地区画整理事業補助金、土地区画整理事業で117万9,000円を計上しております。公有財産購入費1,430万円は、公共施設充当用地の先行取得費を計上しております。また、これに対する歳入として、2道支出金、土地区画整理事業負担金、土地区画整理事業1,416万9,000円を計上しております。

3公債費、利子、償還金・利子及び割引料5万8,000円については、一時借入金利子。また、4予備費は10万円を計上しております。

歳入については、説明済みのもの以外では、4諸収入2,000円で、内訳は預金利子1,000円、雑入1,000円。5町債2,070万円は、土地区画整理事業債を計上しております。

補正予算書の3頁をご覧ください。地方債につきまして、起債の目的、土地区画整理事業といたしまして限度額は2,070万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

以上が、令和7年度土地区画整理事業特別会計（第1号）補正の提案内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。

はじめに総務費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に事業費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に予備費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに国庫支出金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に3頁をご覧ください。第2表地方債を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条一時借入金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、議案第15号令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第15号令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、職員の異動等に伴う人件費の整理で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費から789万2,000円を減額し、補正後の支出予定額を1億3,772万3,000円に改めるものでございます。

内訳では、製造費で、給料7万1,000円の追加、手当6万1,000円の減額、賞与引当金繰入額4万1,000円の追加、法定福利費5万9,000円の減額、退職給付費1万1,000円の追加でございます。

続きまして供給販売費は、給料342万8,000円の減額、手当189万9,000円の減額、賞与引当金繰入額83万8,000円の減額、法定福利費123万3,000円の減額、退職給付費49万7,000円の減額でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略いたします。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第7条中、「4,138万8,000円」を「3,349万6,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出、3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1 頁をご覧ください。第 3 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 6 号 令和 7 年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 9、議案第 1 6 号令和 7 年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第 1 6 号令和 7 年度長万部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正でございます。予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の下水道事業費に 8,324 万円を追加し、補正後の支出予定額を 4 億 9,069 万 6,000 円に改めるものでございます。

内訳では、管渠費の委託料 5,500 万円の追加は、新幹線建設工事に伴う大町・本町地区の雨水排水管路検討業務に係る費用でございます。

続きまして、終末処理場費の委託料 2,200 万円の追加は、終末処理場地下貯槽の汚泥清掃費用でございます。

続きまして総係費では、給料 150 万 6,000 円の追加、手当 371 万 1,000 円の追加、賞与引当金繰入額 49 万 9,000 円の追加、法定福利費 32 万円の追加、退職給付金 20 万 4,000 円の追加は、職員の異動等に伴い人件費を整理するものでございます。

続きまして収入は、下水道事業収益に 6,050 万円を追加し、補正後の収入予定額を 4 億 2,307 万 1,000 円に改めるものでございます。

内訳では、受託事業収益のその他受託事業収益 6,050 万円の追加は、先ほど支出予算でご説明いたしました、管渠費の支出費用にかかる鉄道・運輸機構からの新幹線建設工事関連負担金でございます。

次に、補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略いたします。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第 8 条中、「3,578 万 5,000 円」を「4,202 万 5,000

円」に改めるものでございます。

以上が、令和7年度長万部町下水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により6月18日と19日の2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって6月18日と19日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月20日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

12時00分 散会
